

速度取締り指針

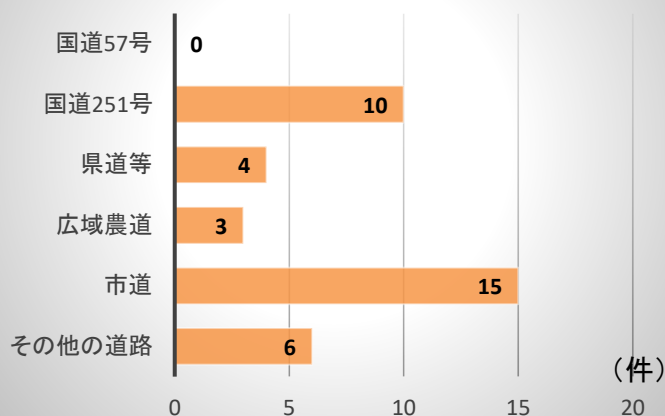
令和8年7月

重点路線	重点時間帯	主な地区	規制速度
国道57・251号	07:00～10:00 11:00～14:00	島原市内	50km/h (一部区間40km/h)
主要地方道愛野島原線	07:00～09:00 11:00～14:00	島原市内	50km/h (一部区間40km/h)
広域農道	07:00～09:00 11:00～14:00	島原市内	50km/h

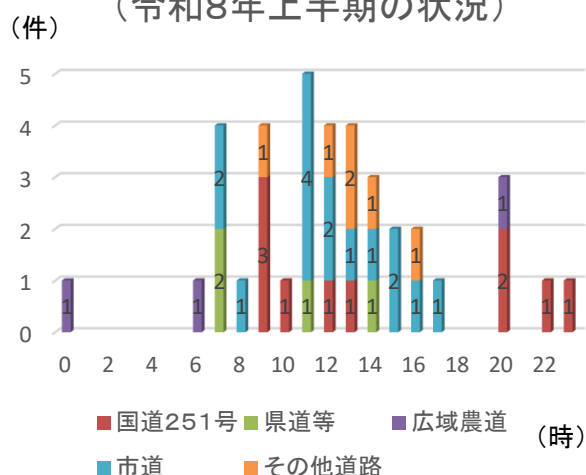
※ 重点以外の場所・時間帯であっても取締りを実施します。

1. 島原警察署管内における交通事故

路線別交通事故発生件数
(令和8年 上半期の状況)



時間帯別 交通事故発生状況
(令和8年上半期の状況)



- 全件数(38件)のうち約26%(10件)が国道251号で発生している。
- 時間帯別では正午前後の日中の時間帯にかけて多く発生している。
- 危険認知速度別に見ると、時速30キロ以下で危険認知し衝突した事故が全件数の約65%を占めている。

- ▼ 国道251号線における交通事故発生を抑制する目的と、交通事故発生時の被害軽減を目的として速度取締りを実施します。
- ▼ 事故が多く発生している正午前後の日中の時間帯に、各路線において指導取締りを実施します。
- ▼ ゾーン30区域など、生活道路や通学路においても速度取締りを実施し、登下校児童や地域住民の安全確保を図ります。

2. その他の交通指導取締り

危険性の高い横断歩行者妨害や交差点関連違反（一時不停止、信号無視等）、交通事故につながりやすい携帯電話使用等違反についても取締りを実施します。